

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

〔 令和6年1月11日
閣 議 決 定 〕

令和6年能登半島地震による災害により中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が受けた被害は極めて甚大であり、これら被災中小企業者等の早急な立ち直りを支援する必要がある。

このため、特に被害の著しい中小企業者等に対する株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の災害融資については、特段の措置として、激甚災害の例及び最近の金融情勢に鑑み、下記により、貸付利率の年率を、災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9パーセントを控除した率を基本として設定する。また、被災の状況を踏まえつつ、必要な措置は、引き続き検討を進める。

記

1 特別措置の対象とする者

令和6年能登半島地震による災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、

流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの

2 特別措置の対象とする貸付金の限度額

1 貸付先当たり融資額のうち1,000万円（中小企業団体にあっては3,000万円）まで

3 特別措置を適用する期間

令和6年1月1日から令和6年7月31日までに災害融資を受ける者について、貸付後3年間